

職場における

ハラスメント対策推進セミナー

令和2年6月1日に施行された改正労働施策総合推進法に基づき、令和4年4月1日から、これまで努力義務だった中小企業における「パワーハラスメント防止措置」が義務化されました。

また、厚生労働省は、2月25日に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しています。

このため、ハラスメントのない、安心して働ける就業環境の実現に向けて、道内企業における対応を促進するため、以下のとおり労務管理担当者向けのセミナーを開催します。

日時：令和4年4月27日(水) 14:30 - 16:00

実施方法：ZOOMによるオンライン方式

- お申込が確認できましたら、4月26日(火)の15時までにミーティングID、パスワードをメールにより送付します。もし、時間を過ぎても届いていなければ、下記の番号までご連絡ください。

お申込み方法

メールまたは右の二次元コードからお申し込みください。

お申込アドレス keizai.korou3@pref.hokkaido.lg.jp



お問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室
就業環境係 担当：北本
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL: 011-204-5354

